

京都市消防局訓令乙第16号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の人事評価に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市消防局長 山内 博貴

第2条に次の1号を加える。

(9) 組織目標 各所属の事務事業を達成するための各所属の目標をいう。

第3条各号列記以外の部分中「人事評価」の右に「の種類」を加え、「評価を行うもの」を「とおりに」に改め、同条第1号中「照らした、職務行動の評価」を「照らして、職務行動を評価することをいう」に改め、同条第2号中「の評価」を「を評価することをいう。ただし、会計年度任用職員にあつては、業務遂行の達成状況を評価することをいう」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

(7) 会計年度任用職員業績評価総合評語（別表第8）

第8条に次の1号を加える。

(29) 会計年度任用職員人事評価シート（第29号様式）

第9条に次の1項を加える。

4 第4条、本条第1項及び第14条の規定にかかわらず、会計年度任用職員の人事評価の手続は、別に定める。

第10条第1項及び第2項を次のように改める。

目標設定は、被評価者が自己申告により作成した業績目標等を評価シートに記入し、1次評価者と面談のうえ、決定することにより行う。

2 前項の目標設定に当たっては、各所属においてミーティング等を行うことにより、組織目標を職員が共有しなければならない。

別表第1 消防局の課長以下の職員の項中

「

隊	長	課	長	部長、校長又は担当部長
---	---	---	---	-------------

」を

隊	長	課	長	部長，校長又は担当部長	に改め，「，隊長」
消防広域対策官		課	長	部長，校長又は担当部長	

」の右に「，消防広域対策官」を加え，「消防職員」の右に「(会計年度任用職員を含む。以下同じ。)」を加える。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8（第7条関係）

総合評語	基 準
S	標準的な達成度を大きく上回った。
A	標準的な達成度を上回った。
B	標準的な達成度だった。
C	標準的な達成度を下回った。
D	本人の責任により，標準的な達成度を大きく下回った。

第28号様式の次に次の1様式を加える。

会計年度任用職員 人事評価シート(年度)
 【評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日】

被評価者 所属 氏名 自己申告記入日 年 月 日
 1次評価者 職名 氏名 最終評価記入日 年 月 日
 2次評価者 職名 氏名 最終評価確認日 年 月 日

当初面談	年 月 日
開示面談	年 月 日

1 行動評価

評価項目	着眼点	自己申告	1次評価者 最終評価
責任感	自己の役割を認識し、責任感を持って業務に取り組むとともに、コンプライアンスを実践する		
能力開発	知識、技術や情報を業務に有効活用するとともに、自己の能力開発を行う		
組織貢献	職員同士協力し合って、組織目標の達成に貢献する		
方針遂行	市民感覚やコスト意識を持って、他者と連携を図りながら、業務を進める		
実務遂行 ※1~3項目を選択し、右欄に「○」を記入	① 正確に意図の伝わる文書や必要な内容を検討して、整理した資料を作成している。		
	② ポイントを押さえた丁寧な話し方や資料の活用などにより、相手にわかりやすく説明している。		
	③ 制度や事業などについて、幅広い視点で十分に精査のうえ、企画立案している。		
	④ 相手の立場やニーズを理解しながら、調整のポイントを把握し、方針や制度を踏まえた対応を行っている。		
	⑤ 市民や事業者と日頃から情報提供や意見交換を行うなど、業務が円滑に進むよう、信頼関係を構築している。		
	⑥ 笑顔・親切・ていねい・テキパキを基本とした、正確で公平な対応を行っている。	※選択した項目を総合的に判断し、最も妥当な評語を1つ選択	※選択した項目を総合的に判断し、最も妥当な評語を1つ選択
	⑦ 所定の手順に従いながら、細心の注意を払い、状況に応じた確実な業務を遂行している。		
	⑧ 高度な専門性を駆使する業務を確実にしている。		

2 業績評価

評価項目	着眼点	自己申告	1次評価者 最終評価
業務遂行	標準的な業務について、どの程度達成することができたか		

本人コメント (上記以外の特記事項など)

《行動評価：評価基準》

評語	着眼点基準
5	さらに周囲によい影響を与えており、極めて優れている。
4	状況に関わらず、安定してそのような行動がとれており、優れている。
3	ほぼ安定してそのような行動がとれている。
2	そのような行動がとれないことがあり、周囲に支障をきたすことがある。
1	そのような行動がとれておらず、周囲に支障・悪影響を及ぼしている。

《業績評価：評価基準》

評語	着眼点基準
S	標準的な達成度を大きく上回った。
A	標準的な達成度を上回った。
B	標準的な達成度だった。
C	標準的な達成度を下回った。
D	本人の責任により、標準的な達成度を大きく下回った。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)